

一般社団法人 香川県建築士事務所協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人香川県建築士事務所協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

(目的)

第3条 本会は、建築士法（昭和25年法律第202号）第27条の2に基づく団体として、建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主（以下「建築主」という。）の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に関し、設計等の業務に係る契約の内容の適正化その他建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告その他の業務
- 二 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情を解決する業務
- 三 建築士法に基づく、建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修業務
- 四 建築士法に基づき、香川県知事から指定を受けて行う建築士事務所の登録の実施に関する事務及び登録簿等を一般の閲覧に供する事務
- 五 建築士法に基づく登録講習機関からの受託業務
- 六 建築設計、工事監理等の建築士事務所業務の進歩改善に関する調査・研究・広報業務
- 七 建築設計、工事監理等業務を通じた地域社会に貢献する事業
- 八 建築技術の向上に関する講演会、講習会、研究会、見学会等の開催事業

- 九 建築物等の災害防止及び環境保全に関する調査・研究業務
- 十 建築物の耐震診断及び耐震補強設計の耐震性能を評定する業務
- 十一 本会の目的に関連する各種受託業務
- 十二 官公庁、建築関係団体との連絡協調業務
- 十三 前各号の業務に関する図書並びに印刷物等の刊行及び頒布事業
- 十四 会員相互の親睦互助及び福利厚生に関する事業
- 十五 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 本会は理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(会員の種別)

第7条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員 建築士法に基づき香川県知事又は香川県知事から指定を受けた指定事務所登録機関の登録を受けた建築士事務所の開設者
- 二 賛助会員 本会の目的に賛同する個人又は法人
- 三 名誉会員 本会に功労のあった者、又は学識経験者で総会で推薦された者

2 前項第一号の規定にかかわらず、建築士事務所の開設者がその建築士事務所所属する者の中から正会員の権利及び義務について委任した者は、正会員とみなす。

(入会)

第8条 本会の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

3 第1項に規定する入会申込みがあったときは、正当な理由がないのに、そ

の加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 建築士事務所を廃業又は解散したとき
- 三 建築士事務所の登録を取り消されたとき
- 四 正当な理由なく会費を1年以上を滞納し、かつ催促に応じないとき
- 五 除名されたとき

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、会費を完納し、退会届を会長に提出して、退会することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第12条第1項各号の規定に該当するおそれがある場合は、理事会の承認を得なければ退会できない。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、正会員総数の半数以上が出席し、出席正会員の4分の3以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付してその旨の通知をなし、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 本会の定款の規定に違反したとき
- 二 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名したときは、本人に通知をしなければならない。

(納入金の返還)

第13条 本会は退会又は除名された会員が既に納めた入会金及び会費は、これを返還しない。

(変更の届出)

第14条 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、すみやかに

会長に届出なければならない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第15条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事 16名以上25名以内
 - 二 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長及び3名以内を副会長とする。

(選任)

第16条 理事及び監事は、総会で選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事又は監事に異動があった時は、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、一般社団・財団法人上の代表理事とし、本会の業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるとき、又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。
- 4 理事会は、会長以外の理事の中から、業務を分担執行する理事を選任することができる。
- 5 副会長及び前項に規定する業務を分担執行する理事は一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。
- 6 業務執行理事の権限は理事会が別に定める。
- 7 会長、副会長及び第5項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、次の職務を行う。

- 一 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 二 業務及び財産並びに会計の状況を監査する。
- 三 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。
- 四 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これ

を総会及び理事会に報告する。

五 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合には、その請求した監事は理事会を招集することができる。

(任期)

第19条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 補充又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期が満了した場合においても、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第20条 役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、又は役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第21条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬等を支給することができる。その額については、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会員及び相談役)

第22条 本会に、名誉会員及び相談役を置くことができる。

2 名誉会員及び相談役は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 名誉会員及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 名誉会員及び相談役は、会務の重要事項、会務運営の基本方針及び業務の執行について、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

第4章 総会

(種別)

第23条 総会は通常総会と臨時総会とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法に定める社員総会とする。

(構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第25条 総会は、次の事項を議決する。

- 一 役員を選任及び解任
 - 二 定款の変更
 - 三 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - 四 会員の除名
 - 五 解散及び残余財産の処分
 - 六 理事会において総会に付議した事項
 - 七 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の総会において、第27条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外は、議決することができない。

(開催)

第26条 通常総会は、毎年5月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。ただし、第二号及び第三号の場合は、請求のあった時から30日以内に開催しなければならない。

- 一 会長が必要と認めたとき
- 二 理事会が必要と認めたとき
- 三 正会員の5分の1以上から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、召集の請求が理事会にあったとき。

(招集)

第27条 総会は、理事会の議決に基づき、会長が招集する。

2 前項の理事会の議決を要する事案は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 総会の日時及び場所
 - 二 総会の目的及び審議事項
 - 三 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができる
とするときは、その旨
 - 四 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の15日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第29条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第30条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

(書面議決等)

- 第31条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
 - 3 理事又は正会員が、総会の議決目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第33条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を含む議事録を書面をもって作成しなければならない。

- 一 総会が開催された日時及び場所
 - 二 正会員の現在数及び出席者数（書面表決した者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - 三 審議事項及び議決事項
 - 四 議事の経過の概要及びその結果
 - 五 総会に出席した理事、監事の氏名
 - 六 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名し、押印しなければならない。
- 3 議事録は、総会の日から10年間事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 理事会

（構成）

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 会長及び副会長の選任及び解職
- 二 業務を分担執行する理事の選任及びその権限の規定
- 三 理事の職務執行の監督
- 四 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- 五 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定

（種別及び開催）

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 一 会長が必要と認めたとき。
 - 二 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に召集の請求があったとき。
 - 三 第18条第1項第五号の規定により、監事から会長に召集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第三号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第二号又は第三号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内に臨時理事会を開催しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。

(議決)

第38条 理事会の議事は、この定款に別の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決の省略)

第41条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第17条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名及び押印しなければならない。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得て直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第46条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 損益計算書（正味財産増減計算書）

五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号の書類については、通常総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 本会は、第1項の通常総会の終結後直ちに、法令に定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

第7章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第47条 本会は、理事会の議決を経て、会員種別・専門部門毎に部会を設け、部会活動を行うことができる。

2 本会は、理事会の議決を得て、専門事項を調査研究又は審議するために委員会を置くことができる。

3 部会及び委員会の設置並びに組織運営に関する事項は、別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は会長が任免する。ただし、事務局長は理事会の同意を得るものとする。

4 事務局長及び職員は、有給とする。

5 事務局長は、理事を充てることができる。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関する事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければ変更することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、第1条、第3条、第4条第1項第一号から第三号、第7条第1項第一号及び第8条第3項の定めは、建築士法第27条の2及び第27条の3の改正がない限りこれを変更することができない。

(解散)

第50条 本会は、一般社団・財団法人法第148条第一号、第二号及び第四号から第七号に規定する事由によるほか、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第51条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第10章 雑則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、富岡 學とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この改正は、臨時総会で議決された日（平成26年3月12日）から施行する。